

健全化判断比率の状況

区分	H24 決算	H23 決算	差引増減	早期健全化基準	財政再生基準	用語解説
実質赤字比率	—	—	—	14.70	20.00	<p>一般会計の決算における実質赤字額が標準財政規模に対して占める割合を表しています。 赤字がない場合は、「—」となります。</p> <p>【算式】 (実質赤字額 ÷ 標準財政規模)</p>
連結実質赤字比率	—	—	—	19.70	30.00	<p>一般会計、特別会計の決算における実質赤字額や公営企業会計の資金不足額を合計した額が標準財政規模に対して占める割合を表しています。 赤字がない場合は、「—」となります。</p> <p>【算式】 (連結実質赤字額 ÷ 標準財政規模)</p>
実質公債費比率	6.5	7.6	▲ 1.1	25.0	35.0	<p>一般会計における公債費、公営企業会計や一部事務組合の公債費に対して一般会計が負担したと認められる額の合計額が標準財政規模に対して占める割合を表しています。</p> <p>【算式】 (公債費等の額 ÷ 標準財政規模)</p>
将来負担比率	—	—	—	350.0		<p>一般会計の地方債残高、公営企業や一部事務組合の地方債残高に対し一般会計が負担する必要がある額、退職手当負担見込額などの将来負担額から基金残高、地方債残高のうち普通交付税に算入される見込額等を控除した額が標準財政規模から普通交付税に算入された公債費を控除した額に対して占める割合を表しています。</p> <p>【算式】 (将来負担額 - 充当可能財源等) ÷ (標準財政規模 - 算入公債費等の額)</p>

※実質収支額については、歳入決算額から歳出決算額を差し引き、翌年度へ繰り越すべき財源を控除して求めます。

この実質収支額がマイナスであるときに、実質赤字額が発生することになります。

※公債費…地方公共団体の借金返済額のことです。

※地方債残高…地方公共団体の借金残高のことです。

※標準財政規模…地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模をいいます。

※標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額を含んでいます。

資金不足比率の状況

区分	H24 決算	H23 決算	差引増減	経営健全化基準	用語解説
水道事業会計	—	—	—	20.00	<p>地方公営企業法の法適用会計（水道、病院、介護老人保健施設）では、流動負債の額が流動資産の額を超えた場合に資金不足額が発生することになります。</p> <p>また、法非適用の会計（簡易水道）については、実質赤字額がある場合に資金不足額が発生していることとなります。</p> <p>資金不足額がない場合は、「—」となります。</p>
病院事業会計	—	—	—		
介護老人保健施設事業会計	—	—	—		
簡易水道事業特別会計	—	—	—		